

平成25年度横浜市保健医療協議会 病床整備事前協議検討部会 次第

日時：平成26年2月12日(水)

20:00～21:30

場所：横浜市救急医療センター3階研修室

- | | | |
|-----------|-------------------------|-------|
| 1 開 会 | 健康福祉局医療政策室医療政策課長 | 魚本 一司 |
| 2 あいさつ | 健康福祉局担当理事兼医療政策室医療政策担当部長 | 修理 淳 |
| 3 委員紹介 | | |
| 4 部会長あいさつ | | |
| 5 議 事 | | |

「病床整備事前協議の審査結果(案)」について

【資 料】

資料1：部会の公開及び議事録等の情報公開に関する取扱いについて

資料2：平成25年度第1回横浜市保健医療協議会における協議結果

資料3：記者発表資料（平成25年11月6日）

資料4：病床整備事前協議における基本的な審査手順等について

資料5：申出状況・審査結果及び配分案（横浜北部二次保健医療圏）

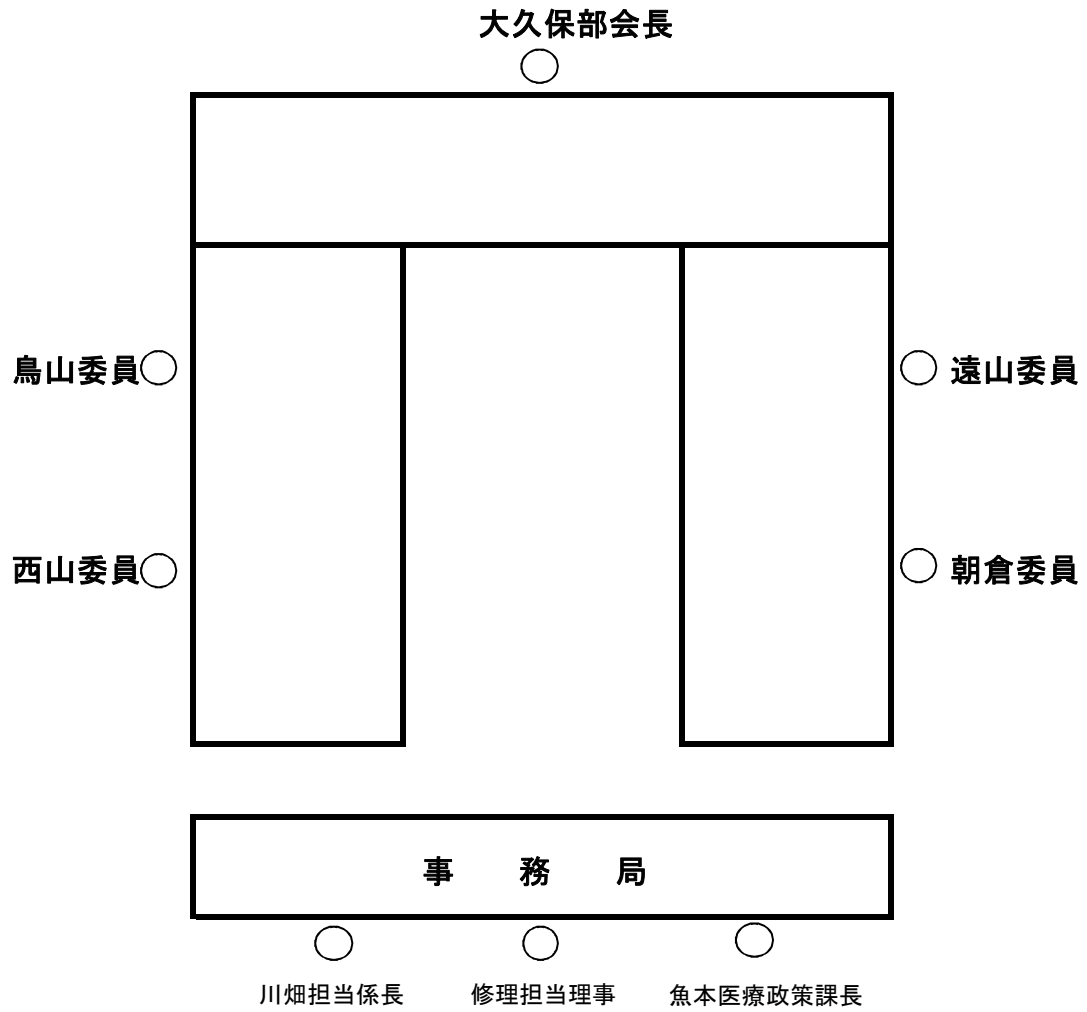
資料6：配分決定後の事業計画変更に係る取扱いについて

平成25年度横浜市保健医療協議会
病床整備事前協議検討部会名簿

(敬称省略：50音順)

	氏名	現職
部会長	大久保 一郎	筑波大学医学医療系教授(保健医療協議会委員)
委員	朝倉 昌人	公益社団法人横浜市病院協会常任理事
委員	遠山 慎一	公益社団法人横浜市病院協会副会長
委員	鳥山 直温	一般社団法人横浜市医師会副会長
委員	西山 貴郁	一般社団法人横浜市医師会常任理事

平成25年度病床整備事前協議検討部会 席次表



部会の公開及び議事録等の情報公開に関する取扱いについて

1 情報公開に関する取扱いについて

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第31条の規定により、会議は公開することとされていますが、同条のただし書きにより非公開とすることができます。会議を非公開にする場合は、横浜市保健医療協議会運営要綱第8条の規定により、部会の委員の承諾を得ることとします。

(参考)

◎横浜市の保有する情報の公開に関する条例 (抜粋)

(会議の公開)

第31条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第14条の規定に基づき設置する審議会等の附属機関(以下「附属機関」という。))の会議は、公開する。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 他の法令等に特別の定めがある場合
- (2) 非開示情報に該当する事項を審議する場合
- (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合で、附属機関の決定により、その会議の全部又は一部を公開しないこととした場合

◎横浜市保健医療協議会運営要綱 (抜粋)

(会議の公開)

第8条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号)第31条の規定により、協議会の会議(部会等の会議を含む。)については、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。非公開とする場合は、傍聴人を会場から退去させるものとする。

2 本部会における取扱いについて

- (1) 部会の公開及び議事録等の情報公開に関する取扱いについては、横浜市保健医療協議会設置要綱の規定が適用されること
- (2) 本部会の部会長には、保健医療協議会会長が指名した委員があたっていること
- (3) 審議資料には、各医療機関の運営計画に関する事項が含まれ、事業に関わる権利や利益を害する恐れがあること
- (4) 本部会の審議事項は、病床整備事前協議の審査内容に係る協議会としての意見に関するものであり、厳に公平公正な審議が求められること

平成25年度第1回横浜市保健医療協議会における協議結果

(病床整備事前協議関連)

1 平成25年度病床整備事前協議の実施について

(1) 及び(2)の横浜市長の意見について、適正であると認める。

(1) 横浜北部二次保健医療圏(482床)について、平成25年度病床整備事前協議を行うに足る。

(2) 事前協議の申出の公募にあたり、優先的に配分する病床機能について公表を行う。優先的に配分する病床機能は以下の内容とする。

<横浜市として優先的に配分する病床>

- 1 療養病床
- 2 緩和ケア
- 3 新生児集中治療室(NICU)・新生児治療回復室(GCU)
- 4 小児集中治療室(PICU)

2 部会の設置について

(1) 市長の審査結果についての協議会意見のとりまとめにあたり、専門部会を設置し専門的な見地で検討を行うこととする。

(2) 部会長は矢野保健医療協議会長が指名した大久保委員とする。

(3) 部会の構成、委員の選出については保健医療協議会長一任とする。

◎横浜市保健医療協議会運営要綱 (抜粋)

(部会及び専門委員会)

第7条 協議会に、専門の事項を協議させる必要があるときは、部会及び専門委員会(以下「部会等」という。)を置くことができる。

2 部会等は、協議会の委員、臨時委員及び関係団体の代表等のうちから、会長が指名する者をもって構成する。

3 部会等は、当該専門事項に関する協議が終了したときは解散するものとする。

4 部会等は、部会長を1人置き、会長が指名する。

5 部会等は、会長の指示に応じ部会長が招集する。

6 協議会で了解が得られた場合は、部会等の議決をもって協議会の議決とすることができる。

7 第6条の規定は、部会等の会議について準用する。この場合において、同条中の「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会等の委員」、「臨時委員」とあるのは「部会等の臨時委員」と読み替えるものとする。

市内に不足する病床機能を充実させます

～病床整備事前協議の実施に伴う優先配分病床機能の事前公表～

病院や診療所に病床の設置又は増床をするときは、開設許可等の申請の前に病床整備の申出(事前協議)を行い、病床の配分を受けることが必要です。

平成 25 年 3 月 31 日現在、横浜市では、横浜北部二次保健医療圏で、既存病床数が「神奈川県保健医療計画」(平成 25 年 3 月改定)で定める保健医療圏ごとの基準を下回ったため、事前協議を受け付けることとしました。

○ 平成 25 年度に募集する地域及び病床数

募集する地域 (二次保健医療圏)	募集する病床数
横浜北部二次保健医療圏 (鶴見区・神奈川区・港北区 緑区・青葉区・都筑区)	482 床

横浜市内の二次保健医療圏



* 横浜西部保健医療圏及び横浜南部保健医療圏については、既存病床数が基準病床数を上回っているため、募集を行いません。

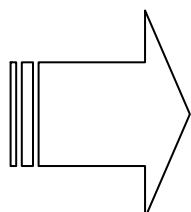
<<横浜市として優先的に配分する病床機能>>

- 1 療養病床
- 2 緩和ケア
- 3 新生児集中治療室 (NICU)・新生児治療回復室 (GCU)
- 4 小児集中治療室 (PICU)

<<優先的に配分する病床機能とは>>

横浜市では、市内に不足する病床機能等に対して優先的に病床を配分するという考え方により、あらかじめ優先配分を行う病床機能を公表して事前協議を受け付ける方法を平成 18 年度から実施してきました。

平成 18 年度から平成 24 年度実績



病床機能	配分病床数
療養病床	559 床
緩和ケア	20 床
産科・周産期医療病床等	105 床

このように優先的に配分を行ってきましたが、全国平均や目標値と比較すると、まだ本市において不足している状況にあり、引き続きこれらの病床に優先的に配分を行うこととします。

◎ 人口10万人あたりの療養病床数と病床利用率

	人口10万人あたりの病床数(床)		病床利用率(%)	
	総数	療養病床	総数	療養病床
横浜市	748.1	96.9	81.1	92.8
神奈川県	815.1	145.6	80.6	91.0
全国	1238.7	258.3	81.9	91.2

出典【人口10万人あたりの病床数】平成23年医療施設調査(厚生労働省)
【病床利用率】平成23年病院報告(厚生労働省)

◎ 緩和ケア病床の状況

(平成24年10月1日現在)

	人口100万人あたりの施設数	人口10万人あたりの病床数
横浜市	1.6	3.1
政令指定都市	2.8	5.6
全国	2.0	4.0

出典：独立行政法人国立がん研究センターがん対策情報センター、日本ホスピス緩和ケア協会、病院ホームページ、総務省統計局人口推計資料を参考に作成

◎ 周産期医療・小児救急の目標

- 横浜市における保健医療分野の施策を総合的に体系づけた指針である「よこはま保健医療プラン2013」の中では、新生児集中治療室(NICU)については、現状87床のところ92床を整備目標としています。
- また、神奈川県保健医療計画においては、高度な専門医療を提供する小児集中治療室(PICU)を有する病院の拠点整備など重篤な小児患者の医療を提供する体制の整備が必要としています。

◆ 申出資格

- 病院の開設又は病院の病床数の増加を希望する者
- 診療所の病床の設置又は診療所の病床数の増加を希望する者
- 原則として平成26年11月30日までに病院等の開設許可(変更許可)申請を行う事業計画であること。(開設予定者の方にヒアリング等を行い、事業計画の内容について確認させていただきます。)

◆ 申出期限

平成25年12月27日まで

※ 申出期間中に事前相談を行います。(要予約)

※ スケジュールや申出にあたって必要な事項は、健康福祉局ホームページに掲載します。

◆ 申出先

横浜市健康福祉局医療政策課(市庁舎7階) 電話：045-671-2993

お問合せ先

健康福祉局医療政策課長 魚本 一司 Tel 045-671-2438

病床整備事前協議における基本的な審査手順等について

【審査手順 1】優先的に配分を行う病床機能との適合性の審査

平成 25 年度病床整備事前協議の実施にあたり公表した「優先的に配分する病床機能」との適合性を審査し、配分の優先順位を決定します。

優先的に配分を行う病床機能

- 1 療養病床
 - (1) 療養病床
 - (2) 療養病床と回復期リハビリテーション病床の組み合わせ
 - (3) 回復期リハビリテーション病床
- 2 緩和ケア
- 3 新生児集中治療室 (NICU) ・ 新生児治療回復室 (GCU)
- 4 小児集中治療室 (PICU)

【審査手順 2】事業計画等に係る基本的事項の審査

事前協議に係る事業計画及び開設（予定）者の基本的事項について、次の項目の審査を行い、問題が認められる場合には、配分の対象から除外します。

項目

- 1 医療法の規定による人員、施設の基準及び立入検査等に対する順守状況（新設の医療機関にあつては、同一法人が開設する市内の医療機関について審査）
- 2 病院等の開設等の計画に確実性があること。なお、過去の病床整備事前協議で病床の配分を受けたことがある場合は、当該事業計画が確実に遂行されていること
- 3 都市計画法、国土利用計画法、都市再開発法及び農地法等の関係法令に抵触していないこと

横浜市の事前協議書に基づく事業計画の変更にかかる取り決めについて

平成25年度病床整備事前協議については、以下の条件を付すこととし、協議した事業計画の確実な実施を担保することにします。

〈配分に係る付帯条件〉

- (1) 原則として平成26年11月30日までに、医療法に基づく病院等の開設等の許可申請を行なってください。なお、正当な理由がなく期日までに開設等の許可申請を行わない場合は、事前協議通知内容の効力が失われます。
- (2) 病床整備事前協議書に基づき事業計画を進めることを基本としますが、医療法に基づく病院等の開設等許可後10年の間に、事前協議により配分を受けた病床の機能等を変更する場合は、あらかじめ、横浜市へ申し出てください。

市長は、上記(1)により、事前協議通知内容の効力を失わせる相当の理由があると認められる場合は、横浜市保健医療協議会の意見を聴くこととします。